

NPO法人そらべあ基金
セーフガーディングポリシーに関する報告の取り扱い

1.はじめに

この「報告の取り扱い」は、そらべあ基金のセーフガーディングポリシーを違反した場合に、どのように報告や対応を行うのか示したものです。

2.報告

- 2-1 セーフガーディングポリシーに対する違反行為や疑わしき行為を認めた場合には当事者または発見者（告発者）が速やかに口頭またはメールにて担当者へ報告します。スタッフが気づいた場合でも、担当者へ報告する義務があります。窓口となるメールアドレスは、理事と事務局それぞれより少なくとも1名以上の担当者が閲覧可能とし、担当者に当事者が含まれる場合は、その当事者は担当から外れます。
- 2-2 報告を受けた担当者は、以下の情報を文章化する必要があります。
- ・ 発見者（告発者）の名前
 - ・ 違反行為を受けた当事者の名前（告発者と異なる場合）
 - ・ 違反者の名前
 - ・ 出来事の概要
 - ・ 出来事の日時や場所などの詳細
- 2-3 報告を受けた担当者は、24時間以内にそらべあ基金理事会へ報告し、対応方法の検討を行います。
- 2-4 告発者または当事者が対応へ不満がある場合は、外部団体へ報告できる環境が保護されます。
- 2-5 告発については匿名でも受け付けます。ただし、匿名通報の場合、詳細な情報を確認できず、十分な調査ができないおそれがあるため、可能な限り具体的な情報の提供をお願いすることとします。

3.対応方法の検討

- 3-1 報告に対する責任者を決定します。（責任者はいかなる場合においても違反者へ関与してはなりません）
- 3-2 責任者は担当者からの情報を元に当事者や違反者から必要な情報を集め調査報告書作成します。
- 3-3 責任者は作成した調査報告書を元に報告された事例がセーフガーディングポリシーを違反しているのか判断します。
- ・ 違反していなかった場合は、告発者・当事者に対し納得してもらえるように説明する義務があります。
 - ・ 違反していた場合は、違反者に対する処罰等の対応を検討します。

- 3-4 報告された事例が、そらべあ基金内で解決できない場合は、必要に応じて外部組織へ相談することができます。（当事者が18歳未満の子どもの場合や傷害事件などの場合）
- 3-5 外部組織へ相談する場合は、当事者へ許可をとった上で情報を開示しなければなりません。
- 3-6 報告された事例はスタッフに共有する必要があるか検討します。共有する場合は、告発者・当事者のプライバシーが保護された状態で開示します。

4. 処罰の決定

- 4-1 責任者は調査報告書を元に違反者に対する処罰等を決定します。
- 4-2 責任者は決定した処罰を違反者に告げ、遂行しなければなりません。

5. 当事者への支援

- 5-1 必要に応じて、当事者に対し心理的ケアまたはカウンセリング、医療支援などの支援を提供します。
- 5-2 支援は当事者の意思を尊重して提供されます。
- 5-3 被害を受けたとされる子どもや若者、さらには告発者の匿名性を確保し、さらなる被害や不当な扱いから保護します。

6. 変更

- 6-1 この規範は、2年に1度改訂されるセーフガーディングポリシーに合わせ見直され、そらべあ基金理事会の決議により変更することができます。

附則

この規範は、2021年11月30日から施行されます。